

ために、平成12年度と平成14年度に推計手法等を変更し、また、平成17年度には、その変更により失われた連続性を回復するために平成13年度以前の観光客一人当たり県内消費額の見直しを行っている。

(3) 観光収入（名目値）

観光客一人当たり県内消費額は、依然、低位にあるものの、順調な観光客数の伸びに支えられ、平成18年の観光収入は、初めて、4千億円を突破した。平成19年（見込み値）の観光収入についても、観光収入は増加する見込みであるが、計画目標の4,800億円は下回る見込みである。

なお、観光収入についても、(2)観光客一人当たり県内消費額と同様に遡及修正を行っている。

(4) 平均滞在日数

平成18年度の観光客の平均滞在日数は、3.80日であった。体験滞在型観光の取り組みが各地で進んでいること、また、リピーター率の増加等を背景に離島人気が高まっているが、平均滞在日数は横ばいの状況である。

平成19年の平均滞在日数についても、速報値ベースで前年同期比でやや下回る水準で推移しており、計画目標の4.10日を下回る見込みである。

(5) コンベンション開催件数

コンベンションの開催件数は、2000年の九州・沖縄サミット開催によりコンベンション開催地としての本県の魅力が広く知られたことや国及び関係団体等と連携した誘致活動の成果により年々増加傾向にあり、平成18年度は704件であったが、平成19年度は低調で、計画目標の730件を下回る見込みである。

国際会議については、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議と連携するなど、誘致活動を展開したものの、国の関与する国際会議の減少及び海外へのPR不足等から目標値45件の達成は厳しい状況にある。

(6) コンベンション県外・海外参加者数

コンベンション県外・海外参加者数は、平成18年度には「世界のウチナーンチュ大会」等が開催され、約7万3千人と目標を超えたが、平成19年度は、コンベンション開催件数が低調なこと及び大規模会議の開催が少ないことから、目標を下回る見込みである。

(7) スポーツキャンプ・合宿数

スポーツキャンプ・合宿数は、平成14年度以降、市町村が積極的に誘致活動を行ったことやPR効果の高いプロ野球春季キャンプが2チーム増えたことによる波及効果などにより予測を上回るペースで増え、平成18年度は目標の220件を上回る279件に達した。

平成19年度もスポーツキャンプ・合宿数は順調に推移すると思われることから、目標を達成する見込みである。

(8) 宿泊施設客室数

宿泊施設については、入域観光客数の増加を背景に、ホテルの新規開設等が相次いだため客室数が大きく増加し、平成18年10月1日時点で計画目標の31,200室を上回る32,320室となった。

収容人員についても、平成18年10月1日時点で計画目標の81,100人をほぼ達成し、80,746人となった。

(9) 観光情報アクセス件数

沖縄観光コンベンションビューローのホームページ「真南風プラス」への情報アクセス件数(訪問者数)は、全国的なインターネットの普及や沖縄人気の拡大、本県への入域観光客数の増加及び「沖縄観光共通プラットフォーム構築事業(平成15、16年度)」の実施による情報内容の拡充や外国語による情報発信等の機能向上を図ったことなどにより大幅に増加している。

平成19年の月平均アクセス数は38万5千件に達し、計画目標の月平均18万件を大きく上回った。

(10) クルーズ船の寄港回数

クルーズ船の本県への寄港については、昨年4月から運休していた定期船の運航が再開し、これまで就航していた「スーパースタージェミナイ」(19,093 t、716名乗り)の2倍の収容能力をもつ「スーパースターリブラ」(42,000 t、1,480名乗り)が運航することになった。

定期船は7月～11月にかけて計38回寄港しているほか、欧米国籍の大型不定期船も就航し、計61回約9万人が沖縄を訪れている。

(11) リゾートウエディング実施組数

平成19年の「沖縄リゾートウエディング」の実施組数は、新たにチャペルが2カ所新設されたこと及び国内一のリゾートウエディングエリアとして人気が高まっていることから、平成18年の6,050組を上回る7,500組となり、平成19年の目標値を達成する見込みである。

5 沖縄観光の課題

(1) 第3次計画作成にあたっての課題認識

ア 質の高い沖縄観光の実現

第2次沖縄県観光振興計画においては、「質の高い沖縄観光の実現」、即ち沖縄観光の付加価値を高めることを最も大きな課題として、体験滞在型観光や離島観光の推進、観光関連産業の人材育成、観光のバリアフリー化の促進など受入体制の整備、コンベンションの誘致、積極的な誘客プロモーションの展開などを推進してきた。

しかしながら、第2次計画がスタートした平成17年以降、沖縄の入域観光客数は、順調に増加し平成19年には、目標指標に達する587万人を記録した一方で、観光客一人あたりの県内消費額は、依然伸び悩んでおり、目標指標より低位にある。

また、観光客の満足度は、美しい海、沖縄らしい風景など観光資源に対する高い満足度に比べ、観光施設、食事等の観光内容についての満足度は相対的に低い状況にある。

第3次計画においても、引き続き「質の高い沖縄観光の実現」に向け、沖縄観光の付加価値を高めること、及び観光客の満足度を高めることに重点を置いた取り組みが必要である。

一方近年、県内では低価格の宿泊施設の新設が急激に進んでおり、今後も増加することが見込まれていることから、さらに、価格による選別が厳しさを増す可能性があり、既存中小ホテル業の経営基盤の強化や経営革新を促す必要がある。

また、付加価値と観光客の満足度が高い、質の高い観光を実現するためには、これを支える人材の育成確保が重要である。

しかしながら現況は、高失業率のなかにありながら、観光関連産業の求人は多いものの、県内若年者の観光関連業界への就職意欲が低く、さらに、就職後の定着が悪いとの指摘があり、引き続き若年層の観光関連産業への就業促進、定着対策の充実に努めるとともに、観光関連中小企業経営者の人事管理、人材育成に対する意識改善やスキル向上を促す必要がある。

平成19年における入域外国人観光客数は、約17万人で、前年に比べ、大幅に増加したが、依然、全観光客の約3%に止まり、目標指標を大きく下回っている。

現在、国においては観光立国を掲げ外国人観光客の我が国への誘客にさらに

積極的に取り組んでいる。また、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等について、自由化交渉の妥結前でも暫定的に認めるなど、条件整備を進めている。

また、我が国における少子高齢化の進展により長期的には国内マーケットの大幅な拡大が望めない中、経済成長と相まって中国を中心とする東アジア地域において、大きな観光市場が創出されつつあり、沖縄観光にとっても有望な市場になると見込まれる。

このような中で、本県の外国人観光客の受入体制は、ハード・ソフト両面で不十分であり、国際線旅客ターミナルビルの整備や国際クルーズに対応した専用バス・旅客ターミナルの整備を急ぐ必要があるほか、公共交通機関や案内標識等における外国語表記の充実、各面での対応人材の育成・確保など、国際的な観光・リゾート地にふさわしい受入体制を整備する必要がある。

また、海外における沖縄観光の認知度は、依然低い状況にあり、東アジア有数の安全な海洋性リゾート地として知名度を上げるため、海外マーケットの実情に応じ効果的な宣伝活動を展開する必要がある。

イ 大きな飛躍に向けた基盤づくり

沖縄県は、沖縄振興計画に基づき2次にわたる分野別計画を策定し、自立型経済社会の構築に向け幅広い産業振興施策を展開してきた。

沖縄県の社会経済情勢の現状は、入域観光客数が好調に推移していることを背景に、県内景気は緩やかな回復基調にあるものの、県内総生産はやや伸び悩んでおり、また、依然として第1次・第2次産業の就業者比率は下降を続け、若年層を中心とした高い失業率や県民所得の格差の改善に進展が見られていない。

観光・リゾート産業には、引き続き県経済全体を牽引していくことが強く求められており、持続的な伸張を確保する必要がある。

平成18年12月、沖縄県は、観光・リゾート産業の大きな飛躍により、自立型経済の構築を着実に進めるため、「概ね10年後（平成28年）を目処に年間観光客数1,000万人を目指して観光の新たな展開を図ること」を新たな政策目標として掲げたことを踏まえ、第3次計画の策定においては、「沖縄観光の大きな飛躍に向けた基盤づくり」を基本的な課題のひとつとし、観光振興に取り組む必要がある。

本県の観光・リゾート産業を持続的に振興し、将来の大きな飛躍を実現するためには、空港・港湾・道路など関連社会インフラの整備はもとより、公共・

民間の観光施設の整備、地域資源を活用した新たな観光メニューの創出促進など、国内外から多くの観光客を引きつけられる魅力ある観光地づくりの推進、新たなマーケットの拡大に向けた誘客宣伝活動の展開など、従来にも増して戦略的かつ重点的な観光振興施策の展開が必要である。

また、持続的に観光・リゾート産業を振興していくためには、豊かな自然環境や沖縄らしい風景、県民の生活環境、地域に根付いている文化などの保全と調和の取れた観光振興施策を確立することが、重要な課題である。

さらに、沖縄観光の持続的な伸張を図るためには、年間を通して季節変動の少ない通年型の観光を実現することが必要である。

本県観光の季節変動は、修学旅行客の増加や冬場の離島観光、リゾートウエディングの進展などにより、着実にピーク期とオフ期との差は縮まってきたが、平成19年度から修学旅行客が減少に転じており、季節天候に左右されない新たな観光メニューの確立など、新たなオフシーズン対策の展開が求められている。

また、那覇空港は、平成22～27年頃には、夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなるおそれがあるとされており、年間観光客数の伸びが鈍化すると見込まれることから、年間を通して安定した観光客を誘致するためにも、オフシーズン対策を早急に確立する必要がある。

(2) 第3次計画の施策展開に向けた具体的な課題

第3次計画の作成にあたって、沖縄振興計画及び第2次沖縄県観光振興計画の施策展開に添って整理した沖縄観光の具体的な課題は、以下のとおりである。

ア 国際的海洋性リゾート地の形成に向けた課題

観光まちづくりの推進

沖縄観光を持続的に振興していくためには、「沖縄らしさ」「沖縄ならではの」を求める観光客のニーズに的確に応え、元来、県内各地域が保有する「沖縄らしい」「沖縄ならではの」地域資源を有効に活用した質の高い観光地づくりを強力に進める必要がある。

また、沖縄県民の暮らし自体が観光資源であるとの視点に立ち、まちづくりと一体となった、「住んでよし、訪れてよし」の観光地づくりに、地域が主体的に取り組むことが求められている。

地域の行政と民間の連携、さらには地域間の連携による、地域総体としての魅力を高める取り組みを、さらに促していく必要がある。

観光地の魅力の増進

沖縄型特定免税店空港外店の開店後、既存アウトレットモール等と連携したリゾートショッピングの新たな流れが定着し、同施設周辺に新たな商業集積やレンタカー拠点施設の整備が進むなど、拠点形成が図られている。

また、国営沖縄記念公園首里城地区などの整備が進み、多くの観光客が訪れる拠点として定着している。

今後も、これら観光拠点及びその周辺における公園、街路、駐車場などの一体的な整備を進めるとともに、観光客の利用を一層促進する必要がある。

さらに、沖縄観光の魅力をさらに増進させるため、新たな拠点形成について検討を始める必要がある。

観光客の移動の円滑化

近年の原油価格の高騰に伴い、経営合理化のため航空路線の再編整理が進んでおり、一部の離島一県外間などの路線運休が生じている。また、航空運賃の上昇懸念も大きく、入域手段が航空路線に大きく依存している本県観光にとっては、今後の動向に注視する必要がある。

また、観光客の旅行目的の多様化、リピーター化の進展、インターネットによる観光地情報の充実などにより、観光客の訪問先は年々広がりを見せており、自由度の高いレンタカー利用は、今後も増加すると見込まれる。

このため、交通情報の充実や案内標識の整備等に加え、観光地へのアクセス道路や観光地周辺の道路、駐車場の整備を急ぐ必要がある。

また一方で、公共交通機関で観光地を巡りたいという観光客の要望も多くあり、公共交通網の充実、利用促進も課題となっている。

公共施設の整備

入域観光客数に占める外国人観光客数の割合は、平成18年は約1.6%しかないことから分かるように、諸外国からの国際的・海洋性リゾート地としての認知度は、まだまだ低いといえる。

これは、諸外国の国際的な観光地と比べ、国際的な観光リゾート地としてふさわしい魅力ある観光関連施設やインフラの整備等が十分ではないことが要因としてあげられる。

自然環境や県民の生活環境の保全と、沖縄らしい風景の保持・形成に配慮しながら、魅力ある観光施設の集積を促進するとともに、関連社会インフラ

の一体的な整備を重点的に進める必要がある。

また、離島・島嶼県である本県においては、アクセスの拠点となる空港及び港湾の整備は特に重要な課題であり、那覇空港の整備やクルーズ船対応の港湾整備、離島空港・港湾の整備を図る必要がある。

特に、那覇空港については、空港能力の限界が近づいており、観光の持続的な振興を図るため、滑走路の増設やターミナルビルの拡充整備など、早急な対応が必要となっている。

持続可能な観光地づくりの推進

本県の亜熱帯海洋性の美しい自然環境は、県民の貴重な財産であると同時に重要な観光資源となっている。

この自然環境を保護することが、本県観光を今後とも持続的に発展させていくための基盤であるとの認識に立ち、将来にわたり損なわれることのないよう、観光の自然環境に対する影響を把握し、その保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりを進めていくことが、極めて重要な課題である。

また、レンタカー観光の増大等が表しているように、観光客の行動範囲の拡大、観光活動の多様化が進んでいることから、自然環境等の保全と調和のとれた観光施策の展開を図るべく、地域の住民、民間企業、行政が一体となり、主体的に持続可能な観光地づくりを推進していくことが強く求められている。

イ 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進に向けた課題

健康保養型観光の推進

温暖な気候や豊かな自然環境、ゆったりとした生活環境などの優位性を活かし、人間ドックツアー等の健康保養型旅行商品の開発やタラソテラピー、スパ・エステ等の施設・サービスの整備が、民間を中心に進められている。

今後、沖縄の持つ「癒し」や「保養」に関連する優位性をさらに活かした商品・サービスの開発やプロモーションを展開し、沖縄の「癒し」を観光のブランドとして定着させる必要がある。

エコツーリズムの推進

亜熱帯性の豊かな自然環境のもと、県内でのエコツアーは、益々盛んになっているが、一部では、自然環境への負荷拡大が懸念されている。

そのため、地域の重要な資源である自然や文化を保全しながら持続的に活

用することで地域の活性化を図るというエコツーリズム理念の普及に努めるとともに、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定等の締結促進、ツアーフィールドの保全管理体制の確立を進める必要がある。

文化交流型観光の推進

世界遺産や史跡等の整備が進められているが、観光活用は一部に限られている状況にあり、県立博物館・美術館等の文化施設も絡めストーリー性を加味した観光ルートづくりを進める必要がある。

また、県外で人気の高い音楽や空手などを観光誘客拡大に結びつける具体策を検討する必要がある。

体験滞在・交流の推進

近年、比較的長期に滞在し、沖縄の暮らしを体験するなど、これまで旅行商品化されていない農林水産業など地場産業の体験活動や民泊に対するニーズが高まりつつある。

しかしながら、旅行業者が存在しない離島地域などにおいては、これらのプログラム化など地域での取り組みが困難な場合も多い。

これらの地域の取り組みをハード・ソフト両面で支援することが必要である。

ウ コンベンション・アイランドの形成に向けた課題

MICE誘致の推進

企業ミーティング、報奨旅行、国際・国内会議、イベントや展示会などを目的とする、いわゆるMICE分野の旅行は、観光を主な目的とする旅行よりも経済効果が高いといわれており、今後の新たなマーケットとしての成長が見込まれる。

MICE誘致を積極的に進めるためには、マーケティング調査等に基づき市場の動向を把握し、国、市町村、関係団体及び観光業界と連携し、効果的かつ多面的な誘致活動を展開していく必要がある。

MICE機能及び受入体制の充実

沖縄でのMICE開催のインセンティブを高めるため、MICE主催者が必要とする情報やサービスの円滑な提供、多彩なコンベンション施設等の整備、同時通訳者等の人材の育成など受入体制の充実を図っていく必要がある。

M.I.C.E.とは、Meeting, Incentive, Convention or Congress, Event or Exhibition の略であり、企業ミーティング、報奨（インセンティブ）旅行、国内・国際会議、イベントや展示会の総称である。

エ 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化に向けた課題

観光客の受入体制の確保

国内外の厳しい競争の中で、持続的に沖縄観光の発展を図っていくためには、沖縄を訪れる観光客の満足度を高め、再訪を促進することが重要であり、そのためには、県内における受入体制の整備を絶えず進め、持続的に沖縄観光の質を高めていくことが重要となる。

近年、県外資本を中心に新たなホテルの建設や、既存ホテルの売買が急激に進んでおり、効率的な運営による低価格の宿泊施設が増加している。

また、観光客の順調な増加に伴い、土産品店や飲食店の新規参入が続いており、競争の激化から一部においては接客サービス等の面で観光客から苦情を呈されている状況にある。

質の高い観光地を形成していくためには、中小企業がほとんどである県内観光関連産業の経営基盤の強化や経営革新への取り組みを促す必要があり、経営者や後継者、幹部職員などのマネジメント能力の向上を図る必要がある。

また、観光業界においては、質の高いサービスを提供できる人材の育成、観光産業等との連携による効果的な観光教育の実施等、実施体制の充実等を含め、観光現場を支える人材の育成が重要な課題となっている。

また、県内の観光産業のさらなるイメージアップ、観光産業従事者のモチベーションやステータスの向上を図る等、観光関連の仕事の魅力を高め、質の高い雇用を継続的に確保していくことが重要な課題となっている。

県民においては、観光の県経済に占める重要性を認識し、観光客をあたたく迎えるホスピタリティーの向上、観光地をはじめとする県内の美化向上といった観光に関する意識の向上を図り、良好な観光環境の形成が求められている。

さらに、観光は総合産業と言われるように、観光地としての魅力には非常に多くの要素を含むことから、沖縄の観光魅力を維持・向上させていくためには、県民をはじめ、観光業界等民間、市町村を含む行政等の連携による魅力ある観光地づくりが求められているとともに、事件事故の防止、自然災害に対する安全対策の強化、保健衛生環境の向上等、安全・安心な観光地づく

りが求められている。

また、多様化する観光ニーズに対応するきめの細かい観光情報の発信、台風時における観光客への対応の強化、誰もが楽しめる優しい観光地づくりを目指した観光のバリアフリー化の推進などが求められている。

さらに、観光客の現状や動向、旅行ニーズを的確に把握する観光統計調査やマーケティングの充実を図るとともに、調査等の結果が有効活用できるような環境整備が必要である。

国際観光の推進については、新規路線の開設等、国際航空路線網の拡充を図るとともに、国際線旅客ターミナルビルの整備や国際クルーズに対応した専用バス・旅客ターミナルの整備を急ぐ必要があるほか、公共交通機関や案内標識等における外国語表記のより一層の充実など、国際的な観光・リゾート地にふさわしいインフラを整備する必要がある。

また、質の高い商品の開発や観光ピーク時における宿泊客室の十分な確保を図るとともに、外国語が堪能な人材の育成・活用、ビザ制度の簡素化やC I Q（入国審査、検疫等）体制の拡充など、受入体制の強化が課題となっている。

沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進

リピーターの割合が増え、初来訪者が実数で減少しており、今後も持続的に来訪者を増加させるためには、修学旅行客や外国人客などの初来訪者の誘客を強化するとともに、マーケティング調査に基づく、新たなマーケットの開拓が必要である。

また、これらマーケットに照準をあてた商品開発と並行し、航空会社や旅行会社等とタイアップした戦略的な誘客プロモーションを展開する必要がある。

特に外国人観光客の誘客に関しては、国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携し、本県と直行便を有する東アジア諸国・地域を中心とする海外での旅行博への出展やメディアを活用した本県の認知度向上を図る必要があるほか、誘客重点地域現地におけるマーケティングに基づく外国人向け旅行商品の開発、外国人対応のインターネット情報の充実等、戦略的な外国人観光客の誘客活動に取り組む必要がある。

観光の利便性の増進

離島県である沖縄では、観光の行程で多様な交通機関の乗り継ぎが必要と

なる場合が多い。また、観光客が利用しやすい公共交通の確保が必要である。

引き続き、観光の利便性を高めるため、交通機関同士の連携や交通機関の運行回数の増強などを促進する必要がある。

オ 産業間の連携の強化に向けた課題

観光土産品のブランド確立

観光産業は総合産業であり、観光産業の発展によって、本県経済への波及効果をさらに拡大していくことが求められている。

観光土産品については、競争力を高めていくためにも、県産原材料の使用比率を高め、沖縄らしい特色を持った、より付加価値の高い観光土産品を開発するとともに、安定的な生産体制と高い品質管理体制を整えていくことが必要である。

観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進

観光客へ魅力ある県産農林水産物を提供していくためには、安定的な生産体制の確立と、観光業界への供給体制を整えることなど、より一層の地産地消への取り組みが求められている。

観光との連携による関連産業の振興

癒しをテーマとする健康保養型観光を推進するため、健康関連産業やエステ・スパ関連産業との連携による商品開発が求められている。

文化交流型観光を推進するためには、音楽や芸能、空手などと観光関連産業との連携方策を確立する必要がある。

第3章 観光振興の基本方向

第3次計画においては、自立型経済社会の構築を着実に進めるため、第2次計画までの施策の実績と現状の課題認識を踏まえ、関係機関、民間との連携体制をさらに強化し、引き続き「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」の実現に向け、取り組むとともに、将来の沖縄観光の大きな飛躍のため必要な、ハード・ソフト両面の基盤づくりを着実に進めていく。

特に、以下の事項について重点的な施策の展開を図る。

自然環境や「沖縄らしさ」などの観光資源を守り育てながら、地域総体として観光地の魅力を高めていくため、県内各地域が、主体的に取り組む、「観光まちづくり」や「沖縄らしい景観づくり」を重点的に推進する。

また、沖縄観光の持続的な伸張を確保するため、自然環境や県民の生活環境の保全に配慮した持続可能な観光地づくりに取り組む。

観光・リゾート産業の経営の高度化や人材の育成・確保に取り組むほか、沖縄の魅力に的確に触れられる新たな観光メニューの拡充を推進し、滞在型の質の高い観光地づくりを進める。

国際観光を推進するため、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、マーケティングに基づく戦略的な誘客活動を展開していく。

リゾートウェディングやMICEの誘致に強力に取り組み、通年型の付加価値の高い観光を推進する。

さらに、沖縄観光の大きな飛躍に欠かせない、空港港湾を始めとする基盤インフラの整備を着実に進めていく。

1 国際的海洋性リゾート地の形成

(1) 観光まちづくりの推進

多様なニーズに対応した「質の高い沖縄観光の実現」を図るため、地域が主体となって、独特の自然・文化・歴史など、多様性に富んだ観光資源を持続的に活用し、住む人が誇りを持ち、旅行者が何度でも訪れたくなる活力あふれる「観光まちづくり」を推進する。

そのため、観光まちづくりに関する指針を策定し、広域的な観点から、各地域の主体的な取り組みを促進・支援することで、地域総体としての魅力の向上を図る。

また、沖縄らしさを活かした風景づくりを推進するため、国、県、市町村の連携を一層強化するとともに、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定することを促進していく。

(2) 観光地の魅力の増進

ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進

本県における観光・リゾート拠点の一層の重点的整備を図るため、観光振興地域制度の税制優遇措置等を活用し、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、販売施設等観光関連施設の集積を促進する。

また、観光振興地域等における道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。

イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開

本県観光の新たな魅力となっている「リゾートショッピング」をさらにPRしていくため、沖縄型特定免税店やアウトレットモール等のショッピング観光拠点について、より利用客のニーズにあったショッピング環境の整備を推進する。

また、首里城公園（国営・県営）において、世界文化遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、周辺地域において、古都首里の自然や風土を満喫できる空間として、円覚寺跡や中城御殿跡の整備を行う。

北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。

また、水源地域ビジョンに基づき、観光振興と地域活性化を推進するとともに、新たな海洋性リゾート拠点の形成を目指す地区において人工海浜、緑地等公共施設の整備を推進し、観光関連施設の集積を促進する。

(3) 観光客の移動の円滑化

那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線については、既存路線の運航維持・強化に努める。

また、新規路線開拓に向け、北京を始めとする東アジアの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な、航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

また、外国人を含む観光客の観光施設等へのアクセス性を向上させるため、道路における案内標識の設置を推進するとともに、那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進及びTDM（交通需要マネジメント）施策推進アクションプログラムに基づく各種個別施策を検討促進する。

本県や県内観光地へのアクセス条件改善対策として、これまで、航空機燃料税の軽減や空港使用料の軽減等航空運賃の低減に係る措置や沖縄自動車道通行料金の低減に係る措置が講ぜられたほか、近隣諸国・地域からの沖縄訪問客の増加や利便性の向上を図るため、査証手続き等の緩和措置及び寄港地上陸の許可に係る行動範囲拡大の特例措置が講じられており、今後とも、これらの特別措置を活用し、観光客の増大を図る。

(4) 公共施設の整備

ア 観光地のアメニティを高める公共インフラの重点的整備

沖縄観光・リゾートの持続的発展を図るため、沖縄独自の歴史・文化性や観光・リゾート地域にふさわしい緑豊かな道路景観、美しいまち並み景観の形成を図るほか、景観や周辺環境に配慮した道路、公園・緑地、マリーナ・フィッシャリーナ等観光・リゾート地のアメニティを高める公共インフラの一体的・重点的整備を推進する。

イ 観光地等へのアクセス向上のためのインフラの整備

那覇空港については、平成15年度から実施してきた総合的な調査において、パブリックインボルブメント手法により県民等の意見を聞きつつ検討を行った。調査の中で、那覇空港は平成22～27年度頃には夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できないおそれがあることが明らかとなり、これに対応するため滑走路増設等の抜本的な空港能力向上等の必要性についてコンセンサスが得られ、今後具体の将来対応方策について検討を進めることが適当との結論が得られた。

那覇空港は、離島県沖縄の県民生活や経済活動を支える大変重要な基盤であり、本県が目指すアジア・太平洋地域における国際交流及び国際物流の拠点形成を図るためには、ターミナル地域を含めた那覇空港の機能拡充・強化は必要不可欠なものとなっている。

また、本県は、自立型経済の構築を着実に進めるため、「将来の年間観光客数1,000万人を目指して新たな展開を図ること」を新たな政策目標として掲げており、沖縄観光の大きな飛躍のために必要な基盤づくりを進める必要がある。

そのため、離島県である沖縄の安全・安定的な高速交通機能を確保するとともに

に、今後の航空需要の増大に適切に対応し、本県の将来の振興発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の将来対応方策が早期に実現するよう、引き続き国と連携して取り組む。

また、離島観光地へのアクセスの利便性を高める離島空港・港湾の整備、県内観光地や那覇空港等へのアクセスを向上させる道路及びサイクリングロードの整備を推進する。

沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、那覇港等における旅客船バースの整備に向けた取り組みに努める。

(5) 持続可能な観光地づくりの推進

沖縄観光を持続的に発展させていくための基盤である豊かな自然環境の保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりに取り組む。

このため、観光活動が自然環境等に及ぼす影響の把握や、観光地の環境保全管理体制の構築に向けた取り組みに加え、新たに観光客受入容量の定量化手法の研究や市町村が取り組む自然環境に配慮した観光地づくりへの支援等、持続可能な観光地づくりに向けた総合的な施策の展開を図る。

また、赤土等流出防止対策や、サンゴ礁等の自然環境の保全・再生、やんばる地域の国立公園化等公園区域の拡大を促進するほか、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け取り組む。

2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

(1) 健康保養型観光の推進

沖縄の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かし、異業種との連携強化やエビデンス(科学的根拠)の活用により、「癒し」をテーマとする「リゾートヒーリング」を確立するなど、健康保養型観光の新たな展開を図る。

また、県産農林水産物の健康保養型観光への活用拡大を図るとともに、スギ花粉症のない通年型の森林療法が可能であるため、森林セラピーの推進を図っていく。

(2) エコツーリズムの推進

参加・体験型の旅行や環境問題への関心の高まりを受けて、自然・文化環境にふれあい、これらに対する教育的要素なども含んだ活動であるエコツーリズムがさらに盛んになっている。

本県では、平成15年度にエコツーリズムの推進に関する基本方針を定め、本県のエコツーリズムを、自然・文化・歴史の適切な保全と持続的な活用、地域の活性化をはかる活動、訪問者が適切な案内をうけて地域の自然・歴史・文化とふれあう活動という3つの要素をみたま観光の考え方として定義したところである。

引き続き、環境への配慮や保全策、魅力あるエコツアープログラムの開発、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定の締結促進、推奨制度の構築、推進体制の構築など各施策を展開し、エコツーリズムを積極的に推進するとともに、エコツーリズム推進法に基づく認定に向けた地域の取り組みを支援する。

また、優れた風景地である国立公園等の自然公園の適切な管理・整備を推進するとともに、野生生物保護センター等の関連施設と連携し、エコツーリズム理念の普及啓発を積極的に進める。

[エコツーリズムの推進に関する基本的方針]

エコツーリズムに関する基本理念

エコツーリズムは、地域の自然環境について知識を有するガイドの案内と助言を受けながら、自然環境の保全に配慮しつつ自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動であり、地域の自然や文化とのふれあいやその存在、価値、重要性等を学ぶとともに、稀少動植物資源をはじめとする自然環境や地域の生活

文化に対する保護意識を高めることに大きな意義がある。

また、地域振興の視点からは、ガイドやツアー事業者の育成や観光客による消費など、地域経済への波及効果が期待され、また、受入体制の整備を通じて地域づくりにも大きく寄与するものである。

このため、エコツーリズムの推進に当たっては、自然環境の保全と地域振興のバランスある展開を図り、持続可能な自然資源の利用を推進する。

また、参加者は本活動の趣旨を理解するとともに、自然環境の保全及び地域の暮らしや文化に十分配慮しなければならないものとする。

エコツーリズムの推進方法

エコツーリズムの推進に当たっては、県は、エコツアー事業者による保全利用協定の締結・活用促進のため、保全利用協定を締結するために有効な情報及び保全利用協定を締結した事業者についての情報の発信に努めるほか、地域特性を踏まえた保全利用協定の締結、エコツーリズム推進法による地域認定促進及び自然環境と調和した魅力あるプログラムの作成の促進並びに情報の収集・提供等、エコツーリズムの推進に係る施策を計画的かつ総合的に推進するように努める。

なお、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地や繁殖地など、本活動の実施により自然環境の保全上重大な影響が生ずるおそれがある区域については、本活動の実施を推進すべきでない地域であり、沖縄県知事は、保全利用協定の認定等の際に、適切な配慮がなされているか考慮する。

保全利用協定の策定

エコツーリズムの事業者は、保全利用協定の策定に当たっては、自然環境の保全と健全な利用に配慮するものとし、協定区域内において、協定締結者によるエコツーリズムとしての立ち入りを自粛する区域の設定や協定区域内に生息・生育する野生生物に対する配慮事項等をルールとして策定するとともに、ツアーの適正な人数規模、ツアーごとに特に配慮すべき事項等を含むエコツーリズムの種類ごとのルールを策定するものとする。

また、自然環境の保全はもとより、地域の暮らし、文化等の生活環境の保全や風俗習慣等の尊重について参加者に配慮を求めるための「訪問者ガイドライン」の策定を促すとともに、協定区域内の自然環境の状況の継続的なモニタリングの実施や協定の履行状況の把握に努めるほか、エコツアー後に参加者アンケートを実施し、その結果をホームページ等を通じて対応方針とともに公表するなど、参加者による評価の仕組みを構築するものとする。

協定の策定に当たっては、地域住民の理解と合意を得ることが不可欠であり、研究者、自然体験活動専門家、地元関係者等から構成される検討委員会を組織し、協定に関する地域の合意形成を図るものとする。

エコツーリズムに係る情報の収集・提供、人材育成、施設整備等

県は、保全利用協定の履行状況を把握するため、定期的に現地調査を実施するとともに、必要に応じ、資源調査の実施及び自然環境の保全対策を講ずるほか、地域の自然・歴史・生活文化資源の継続的な発掘と集積、それを活用したプログラムづくり等を推進する。

また、県内大学の観光学科やツーリズム専門学校等との連携により、社会人向けのエコツーリズム講座の開設や専門家を招聘して行う研修会・講演会の開催等、ガイドとして活躍する人材育成を図るとともに、エコツーリズムの推進主体となる各種団体、エコツアー事業者の育成及びエコツーリズムの企画や地域におけるコーディネータとしての役割を担う人材育成を促進する。

さらに、必要に応じ、自然体験活動の円滑な推進に資する散策路、野外観察所、休憩所等の施設整備を推進するとともに、保全利用協定の内容や提供するプログラム、環境に配慮したサービスを実施する宿泊施設、エコツーリズムを推進する地域イメージや環境保全意識の向上につながる特産品等の情報の収集・発信に努める。

(3) グリーンツーリズム等の推進

農山漁村の有する亜熱帯地域特有の豊かな自然環境、良好な景観及び地域の特色ある伝統文化等を保全しつつ、地域資源として積極的に活用することは、地域の振興や地域社会経済の活性化に資するものであり、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムの取り組みが本県においても着実に進展し、さらに広がりが期待されている。

このため、農山漁村の生活環境や都市と農村の交流施設等の農林漁業体験施設及び漁港におけるフィッシャリーナ等の整備や活用を図るとともに、都市住民の農林漁業体験を促進する。

また、これらを担う人材の育成を図るなど、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを積極的に推進する。

(4) 文化交流型観光の推進

本県の豊かな文化的資産の保全・整備と併せて、観光資源として奥深い観光・リゾート地の形成に活用していく視点から、文化交流型観光を積極的に推進するため、世界文化遺産の整備・保全を進めるとともに、歴史的景観の保全や歴史的な建造物・まち並みの保全・復元を図る。

また、これらの世界文化遺産や史跡等と、国立劇場おきなわや県立博物館・美術館等の文化施設を結びつけた新たな観光ルートの開発を促すとともに、伝統工芸の観光資源としての活用を推進する。

沖縄県民の文化遺産として継承され、世界中に広がった「沖縄空手道・古武道」を通じた国内外との交流を促進し、国内外の空手愛好者の本県への来訪を促進する。

(5) 体験滞在・交流の推進

本県の地域特性をいかした体験型・滞在型・交流型観光を推進し、地域の活性化を図るため、体験滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成、プログラム実施に必要な施設の整備等を進めるとともに、地域住民と地域外の住民が一体となった地域の自然や文化の保全・創造に資する交流活動を促進する。

また、団塊世代の大量退職を契機に進展が期待される長期滞在型観光を推進するため、推進方策の検討やプロモーションを展開する。

3 コンベンション・アイランドの形成

(1) MICEの誘致等

亜熱帯海洋性リゾート、温暖な気候という沖縄のもつ特性に加え、九州・沖縄サミット首脳会合をはじめとする国際会議や大規模コンベンションの開催、プロスポーツチームのキャンプ受入等の実績を活かし、関係機関が連携して、国内外から多くの人々が集まり多様な交流が展開される、コンベンション・アイランドの形成を推進する。

近年、企業ミーティング、報奨旅行、国内・国際会議、イベントや展示会などを目的とする旅行（MICE分野の旅行）は、経済的な効果や地域活性化の観点から注目を集めているが、本県においても重要な誘客対象と位置づけ、マーケティング調査、MICE主催者への働きかけや各種媒体を活用したプロモーション活動等を積極的に展開する。

また、MICE開催に必要な情報及びサービスをワンストップで提供できる体制を確立し、沖縄でのMICE開催のインセンティブを高めていく。

国際会議については、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）国際観光振興機構等と連携して誘致を推進する。

スポーツコンベンションについては、温暖な冬場を中心に、プロからアマチュアに至る幅広い各種スポーツチームの競技大会・イベントの沖縄開催、キャンプ・合宿の誘致を促進するほか、平成22年度の全国高等学校総合体育大会開催に向けた取り組みを推進する。

[国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進]

国際会議等誘致の方針

国際会議等の誘致に当たっては、沖縄の特性や優位性を活かした観光・リゾート、健康、医療、保健、平和、アジア・太平洋、海洋、島嶼、亜熱帯、環境等の事項に関する会議、沖縄にとって経済効果や宣伝効果の大きい政府間会議、各種団体等大規模会議、民間企業のインセンティブツアー等を優先的、重点的に誘致する。

国際会議等の誘致推進体制の整備

庁内各部局、(財)沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）と連携を図るとともに、国の関与する国際会議等については、各省庁連

絡会議等との連携・協力の下に、沖縄開催の誘致に積極的に取り組む。

また、民間の国際会議等については、国際観光振興機構、日本コンgres・コンベンション・ビューロー、各種協会・団体の事務局や学会事務局等、専門機関との連携を強化して誘致に取り組む。

さらに、本県及びOCVB、国内外事務所、新ウチナー民間大使、美ら島沖縄大使、WUB及び(財)沖縄県国際交流・人材育成財団のネットワーク等を活用し、情報収集及び誘致活動の支援体制を構築する。

国際会議等の誘致推進

「国際コンベンション・アイランド沖縄」の認知度を高めるため、国内外のコンベンション専門雑誌等への広告掲載、国際会議見本市への出展、パンフレット、ビデオ、インターネット等を活用した広報、国際会議主催者やメディアの沖縄招聘など国内外への情報発信を推進する。

また、OCVBによる歓迎看板の設置や琉舞等による演出、アフターコンベンションの企画支援、会議運営専門会社(PCO)の紹介、関連施設の情報・資料提供など国際会議等開催に対する各種支援の充実を図る。

国際会議開催に必要な人材の育成

国際的な学術会議にも適応できる専門的な通訳の育成を図るため、国内外の同時通訳養成機関への研修生派遣等を行う。

また、国際会議等が開催されるホテル及びコンベンション施設等の従業員に基礎的なプロトコルを修得させるとともに、その通訳・翻訳能力の向上を図る等、人材育成に積極的に取り組む。

さらに、「九州・沖縄サミット」、「IDB年次総会」の登録ボランティアを中心に、コンベンション受入に携わるボランティアの育成に努める。

(2) MICE機能及び受入体制の充実

MICE参加者の多様なニーズに対応するため、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館の機能強化、市町村、ホテル等関連施設と連携した利用者受け入れ体制の強化を図るほか、新たに文化施設等のコンベンションへの利活用を推進し、多彩なコンベンション施設群の形成に努める。

また、国際会議等にも適応できる同時通訳者を育成するほか、MICE受入において必要とされる、質の高いサービスを提供できる観光関連従事者等の育成を推進する。

4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

(1) 観光客の受入体制の確保

県内観光関連産業の経営基盤の強化、経営革新への取り組みを促し、質の高い沖縄観光を実現するため、沖縄観光をリードする人材（経営者等観光コア人材）の育成を図る。

また、本県の観光・リゾート産業を現場で担い、観光客の多様なニーズに対応できる人材の育成を図るため、観光人材育成センターを活用した、観光産業従事者に対する各種研修の実施や、経営者等観光関連企業のリーダーを対象とした研修等の実施、各種認定制度の充実を図るとともに、学校教育における観光教育の充実、同時通訳者の専門的人材の育成を行う。

さらに、観光産業従事者の資質向上、観光人材の育成を目的とした各種情報の多面的な収集及び分析、観光産業・関連団体のとりまとめを行うこと等に取り組み観光人材育成センターを支援し、効果的な人材育成を図る。

加えて、観光人材育成センターと観光教育等との連携促進や、各種啓蒙活動による県民の観光理解の促進等、観光産業のイメージアップ、観光産業従事者のモチベーションやステータスの向上を図るとともに、求職者と求人企業とのマッチング等、雇用の創出、確保を促進する。

沖縄観光情報サイト「真南風プラス」を活用し、旅行内容の多様化等に対応した迅速できめ細かい観光情報の提供を図り、国内外からの沖縄訪問客の増大を図る。

また、沖縄観光のPRに極めて効果的な国内外の映画、テレビ番組、CMなどにおいて「沖縄」を継続的に取り上げてもらうためには、ロケーション撮影の誘致及び支援を積極的に行うことが重要であることから、沖縄フィルムオフィスの強化を図るとともに、市町村等との連携を深めるなど受入体制の整備を図り、アジアにおける一大ロケーション拠点の形成を図る。

足腰の強い沖縄観光を構築するため、観光・リゾートと映像、音楽、芸能等との連携強化や、時間、天候、季節を問わず楽しめる多様なエンターテインメントの充実を図る。

県民の観光意識やホスピタリティ向上の啓発、観光地の美化への取り組みなど良好な観光環境の形成を促進するとともに、台風時等における空港等において適切な対応がなされ、観光客の負担が軽減されるよう取り組む。

また、各種観光施策が戦略的に展開され、持続的な観光振興が図られるよう、観光統計やマーケティング等の各種調査を充実させ、本県観光の実態把握や分析

等に努めるとともに、増大するレンタカー観光への対応、バリアフリーの促進等、誰もが楽しめる優しい観光地作り、国が進める観光立国と連携した外国人観光客の受入体制の整備等に努める。

(2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進

通年型の観光・リゾート地の形成に向け、スポーツ・レジャー大会や集客力の高い地域イベントの開催支援、県内全域で行われる地域イベント情報の発信、国指定重要無形文化財「組踊」や琉球舞踊をはじめとする芸能公演の開催等により、シーズンオフ期の観光客誘致を促進する。

また、毎年度「ビジットおきなわ計画」を策定し、国内、海外からの誘客プロモーションを戦略的に推進する。国内からの誘客については、国内の観光動向や観光ニーズ把握のための調査実施、航空会社及び旅行会社とタイアップした各種共同宣伝、誘客プロモーションを展開するほか、マスメディアを活用したキャンペーンを展開していく。

特に、「入域観光客の年平準化」、「体験・滞在型観光の推進」、「離島観光の振興」などの課題の解決に向けて、修学旅行、リゾートウエディング、シニア層について重点的に誘客活動を推進するほか、リゾートショッピング、リゾートヒーリング等の観光テーマについて、旅行商品の開発と連動したキャンペーンを展開していく。

海外からの誘客については、直行便を有するなど観光市場として有望な台湾、韓国、中国、香港を重点地域として、国際観光振興機構やビジットジャパンキャンペーンとも連携し、県・OCVBの海外事務所等の活用を図りながら、それぞれの国の実情に合わせた誘客・宣伝活動を展開する。

また、沖縄への来訪が期待される東アジア諸国の国際観光市場の動向等を調査するとともに、沖縄の自然環境、文化等の観光資源を活用する方策、効果的なプロモーション戦略モデルを構築するほか、ウェブサイトで多言語での情報発信、海外マスメディアの活用等により、効果的に沖縄観光の魅力を発信していく。

(3) 観光の利便性の増進

沖縄振興特別措置法に基づく共通乗車船券発行や利用者利便増進事業に係る手続きの簡素化に係る制度の活用を促進する。

[利用者利便増進事業の内容]

利用者利便増進事業の内容は、次のとおりとする。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が実施する観光地へのアクセスに

係る利用者の利便の増進を図るための事業で次のいずれかに該当するもの

運行系統の変更（路線の新設を伴うものを除く）

運行系統ごとの運行回数の増加

旅客の運送を行うために使用する自動車の運行状況に関する最新の情報を提供するための設備の整備

運賃及び料金の支払のために使用することができる半導体集積回路を一体として組み込んだカードシステムの整備

イ 一般旅客定期航路事業を営む者が実施する観光地へのアクセスに係る利用者の利便の増進を図るための事業で次のいずれかに該当するもの

運航日程又は運航時刻の変更

運航が特定の時季に限られているものにあっては、その運航の時季の変更

5 産業間の連携の強化

(1) 観光土産品のブランド確立

沖縄観光土産品のブランドを確立するため、高品質の商品開発及び販路の開拓を支援するとともに、リゾートウエディングと連動した引き出物商品の開発を促進する。

また、地域の特産品開発、販路拡大を促進するため、特産品加工施設の整備を進めるほか、直売所を活用した観光客への流通体制を整えることにより、県産農林水産物の販路拡大を図る

さらに、観光土産品に対する信頼性の保持に努める。

(2) 観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進

観光客に魅力ある県産農林水産物の提供を拡大することにより、地産地消を推進し、観光の農林水産業への経済波及効果を高める。

また、「おきなわ食材の店（仮称）」登録推奨制度の創設を検討するとともに、県産農林水産物の「おきなわブランド」の確立を図り、観光客へ提供拡大を図る。

(3) 観光との連携による関連産業の振興

沖縄の癒しや健康保養に関するエビデンス（科学的根拠）有効利用に関する手法を確立することにより、新たな沖縄型健康増進ツアープログラムの抄出を促進し、健康ビジネス産業の振興を図る。

また、観光関連産業と音楽、芸能、工芸、ファッション産業等との連携により、新たな観光メニューの創出を促進する。

第4章 沖縄観光施策の展開

観光振興の基本方向に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。

1 国際的海洋性リゾート地の形成

指 標	単位	平成13年 (基準)	平成18年 (実績)	平成23年	
				目標	(変更前)
入域観光客数 (うち外国人観光客数)	万人	443 (20)	564 (9)	720 (60)	(650) (60)
平均滞在日数	日	3.66	3.80	4.18	
宿泊施設客室数 (収容人員) (10月1日現在)	室 (人)	23,781 (60,078) (平成12年)	32,320 (80,746)	39,000 (97,500)	33,500 (87,100)

[指標の内容]

入域観光客数(うち外国人観光客数): 県外から沖縄県に来訪する県外居住者及び外国人数

平均滞在日数: 入域観光客の平均宿泊滞在日数

宿泊施設客室数: ホテル・旅館等の宿泊施設の客室数

[目標値の変更理由等]

入域観光客数: 観光の県経済における重要度増加、宿泊施設の増加(見込)に伴う客室稼働率の低下抑止のため修正

宿泊施設客室数及び収容人員: 既に目標値を超えており、今後もさらに増加すると予測されるため

(1) 観光まちづくりの推進

観光まちづくりの推進

市町村・圏域・民間団体等との広範な連携の下に、それぞれの地域特性を踏まえた観光振興の方向性や、県・市町村・民間団体等の役割分担及び推進体制等を整理した「沖縄県観光まちづくり指針」を策定し、地域の取り組みを促進するとともに、広域的な観点から支援を行うべき内容について検討していく。

観光まちづくりに際しては、各市町村において、観光振興計画等の策定とその実現に向けた全庁的な連携体制を構築するとともに、観光団体・事業者をはじめ、様々な主体との協働により、取り組みを推進していくものとする。

また、複数の市町村にまたがる資源の活用や自然環境の保全など、広域的な取り組みも必要であり、広域市町村圏事務組合を中心とする連携はもとより、観光まちづくりの方向性を共有する複数の市町村等からなる連絡協議会の設置など、広域的な推進体制の構築を図るものとする。

主要施策	内 容	備 考
観光まちづくりの推進	観光まちづくりの促進・支援 ・沖縄県観光まちづくり指針に基づく地域の取り組みの促進 ・地域の取り組み状況を踏まえ、支援策等を検討	

観光のバリアフリー化の推進

沖縄バリアフリースターセンターに対する支援を行うとともに、市町村、福祉団体、民間事業者等と連携し、継続的に観光バリアフリー化を推進する。

主要施策	内 容	備 考
観光のバリアフリー化の推進	沖縄バリアフリースターセンターに対する支援 関係団体等との連携によるバリアフリー化の促進	

沖縄らしい風景づくり

沖縄らしい風景づくりは、まちづくりという観点からも、また、観光振興という観点からも、本県にとって重要であり、沖縄らしさを活かした風景づくりを推進するため、国、県、市町村の連携を一層強化するとともに、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定することを促進していく。

主要施策	内 容	備 考
沖縄らしい風景づくり	沖縄らしさを活かした風景づくりの推進 ・国、県、市町村の連携の強化 ・市町村が景観法に基づく景観行政団体となることへの促進 ・市町村独自の景観計画の策定を促進	

(2) 観光地の魅力の増進

ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進

観光関連施設の集積促進

沖縄振興特別措置法に基づき、本県の観光・リゾート拠点としての条件を備えた地域を観光振興地域に指定する。

同地域への観光関連施設の集積を促進し、拠点地域としての一層の発展を図るため、市町村、関係団体、民間事業者等から構成する推進連絡協議会等の設置・活用を促進し、地域が一体となった観光・リゾート拠点形成に向けた取組みを強化するとともに、国内外の観光関連施設の積極的な誘致活動を促進する。

また、観光振興地域における道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。

主要施策	内 容	備 考
観光関連施設の集積促進	沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域の指定 観光振興地域における行政、関係団体、民間事業者等の連携強化 国内外の観光関連施設の誘致活動の促進	・沖縄振興特別措置法第 16 ~ 20 条関係(課税の特例等)
観光振興地域の整備	観光振興地域における観光関連公共施設の一体的・重点的整備の推進	

イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開

ショッピング観光拠点の整備

本県観光の新たな魅力となっている「リゾートショッピング」をさらにPRしていくため、その拠点となる沖縄型特定免税店やアウトレットモール等について、より利用客のニーズにあったショッピング環境の整備を推進する。

また、他のショッピング拠点等との連携を促進し、さらなる沖縄のショッピング観光の魅力向上を図っていく。

多くの観光客や買い物客が訪れる那覇市国際通りにおいては、歩行者が快適に散策できる空間を確保するため、電線類の地中化と併せて歩道の拡幅、バリアフリー化、グレードアップ舗装及びポケットパークの整備等を行う。

主要施策	内容	備考
沖縄型特定免税店制度等の活用	<p>沖縄型特定免税店の空港外展開の制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピング観光の拠点とし、リゾートショッピングのプロモーションを展開 ・利用客の利便性向上の方策を検討 <p>海路客への販売が可能となるようなしくみなどの検討</p> <p>沖縄型特定免税店と県内業者との連携促進</p> <p>沖縄型特定免税店やアウトレットモール等を組み込んだ旅行商品造成の促進</p>	<p>沖縄振興特別措置法第26条関係（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）</p>
那覇市国際通りにおける街路の整備	<p>電線類の地中化と併せた歩道の拡幅、バリアフリー化、グレードアップ舗装、ポケットパーク整備等</p>	

国営公園及び周辺地域の整備

北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。

また、沖縄の歴史・文化の中心拠点である首里城公園（国営・県営）において、世界文化遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、周辺地域において、古都首里の自然や風土を満喫できる空間として、整備を行う。

主要施策	内容	備考
国営公園及び周辺地域の整備	<p>国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園の整備や美ら海水族館の利用促進、国内外への情報発信等</p> <p>首里城公園（国営・県営）における史跡の整備・保全や公園の整備及び周辺地域における公園整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円覚寺跡の整備 ・中城御殿跡の整備 	

水源地域における観光振興

福地ダム・新川ダム、安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム、漢那ダム、羽地ダムに係る各水源地域ビジョンに基づき、引き続き観光振興と地域活性化を推進するとともに、今後完成予定である大保ダム、億首ダムに係る水源地域ビジョンを新たに策定し、観光振興と地域活性化を推進する。

主要施策	内容	備考
水源地域における観光振興	<p>水源地域ビジョンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福地ダム・新川ダム、安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム、漢那ダム、羽地ダムに係る各水源地域ビジョンに基づき、引き続き観光振興と地域活性化を推進 ・大保ダム、億首ダムに係る水源地域ビジョンを新たに策定し、観光振興と地域活性化を推進 	

部瀬名地域の整備

部瀬名地域については、県内におけるリゾート開発のパイロット事業として、引き続き、格調高い国際メガリゾートの形成を図るべく多様な宿泊施設をはじめとする観光関連施設の整備を促進するとともに、沖縄を代表する国際観光・リゾート拠点にふさわしいグレードの維持・向上を図っていくための仕組みの構築を促進する。

主要施策	内 容	備 考
部瀬名地域の整備	部瀬名地域の整備 ・ 宿泊施設等観光関連施設の整備促進 ・ 名護浦荘跡地の海岸整備の推進	

新たな海洋性リゾート拠点の整備

新たな海洋性リゾート拠点として、各地域の特性に応じて自然環境の保全に配慮しつつ、マリンシティ泡瀬、中城湾港マリンタウン、平良港コースタルリゾート、石垣港コースタルリゾート等の形成を図る。

中城湾港泡瀬地区においては、環境保全に配慮しつつ、人工海浜やマリーナ等の海洋性レクリエーション機能の導入を図り、国際交流リゾート拠点の形成を推進する。

中城湾港西原与那原地区の与那原マリーナにおいて、海事思想の普及や海洋性レクリエーションの振興を図るためマリーナの整備を推進する。

平良港トゥリバー地区においては、マリーナ、海浜緑地、人工海浜等を整備し、海洋性リゾート・マリンレジャーの拠点とする。

石垣港登野城地区においては、八重山圏域の観光拠点港として、石垣市内や周辺離島における観光地とのネットワークの形成を図るため、離島旅客ターミナルの周辺施設の整備を促進し、新港地区においては人工海浜等の整備を進め、海洋性レクリエーション機能の導入を促進する。

また、下地島空港の周辺地域については、観光資源である海洋景観の保全を図るとともに、スポーツレクリエーション施設等の整備を促進する。

主要施策	内容	備考
中城湾港泡瀬地区の整備	人工海浜やマリーナ等の海洋性レクリエーション機能の導入	
中城湾港西原与那原地区の整備	マリーナの整備の推進	
平良港トゥリバー地区の整備	マリーナ、海浜緑地、人工海浜等の公共施設の整備促進	・ 離岸堤、人工海浜等の整備
石垣港新港地区及び登野城地区の整備	離島旅客ターミナル周辺施設（緑地等）や人工海浜等の整備による海洋性レクリエーション機能の導入促進	
下地島空港周辺地域の整備	海洋景観の保全、民間活力による事業導入を促進	

(3) 観光客の移動の円滑化

国内外航空路線網の拡充

那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線については、台北、ソウル、上海路線の運航維持・強化に努める。

また、新規路線開拓に向け、北京を始めとする東アジアの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

さらに、チャーター便の運航促進も同様に積極的に取り組む。

主要施策	内 容	備 考
国際航空路線網の整備	台北（週14便）、ソウル（週5便）、上海（週2便）路線の運航維持・強化等に努める 北京路線等の新規路線開設のためのエアポートセールスを展開 チャーター便の運航促進 ・那覇～高雄等 C I Q機能の強化促進	・台北路線の輸送力強化 路線・便数は平成19年11月30日現在
国内航空路線網の拡充	県外路線29路線の運行維持・強化等に努める 新規路線開設に向けた他県との交流促進 路線開設を促進するため、公租公課の軽減措置の継続・拡充（対象路線：那覇 - 本土路線、特定離島路線） 離島直行路線の就航促進	・平成20年度 富士山静岡空港開港予定 ・平成21年度 茨城空港開港予定 ・平成22年度 羽田空港4本目の滑走路完成予定

案内標識の整備

外国人を含む沖縄訪問客の観光施設、歴史・文化施設、名所旧跡及び公共施設等へのアクセス性を向上させるため、道路における案内標識の整備を推進する。

主要施策	内容	備考
案内標識の整備	観光地等へのアクセスを向上させる道路における案内標識の整備を推進	

観光客の交通円滑化の促進

観光客等の移動の利便性向上を図るため、基幹バスを中心としたバス網再構築計画の本格導入や同計画と沖縄都市モノレールが有機的に連携するための沖縄県公共交通総合連携計画を策定し、それらの推進を図るとともに、那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進及びTDM（交通需要マネージメント）施策推進アクションプログラムに基づく各種個別施策を検討促進する。

また、沖縄都市モノレールと末端交通手段の利便性を図ることにより、観光客の交通円滑化を図る施策を検討する。

主要施策	内容	備考
観光客の交通円滑化の促進	交通体系整備推進事業 ・基幹バスを中心としたバス網再構築計画の本格導入の推進 ・沖縄県公共交通総合連携計画の策定促進 ・那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進 ・TDM施策推進アクションプログラムに基づく個別施策の検討促進 沖縄都市モノレールと末端交通手段の連携による利便性の向上 ・周辺施設等との連携 ・運賃の多様化 等	

航空運賃の引き下げに係る措置の活用

本土から沖縄県への入域条件の改善を図るため、沖縄振興特別措置法に定められた航空運賃の引き下げに係る措置を引き続き活用し、本土からの入域観光客の増大が図られるよう努める。

主要施策	内 容	備 考
航空運賃の引き下げに係る措置の活用	沖縄振興特別措置法に基づく措置 ・ 本土 - 沖縄本島路線に係る航空機燃料税の軽減措置（本則の 1/2）：H23 年度末まで その他の措置 ・ 空港使用料の軽減措置（本則の 1/6）：H23 年度末まで	・ 沖縄振興特別措置法第 27 条（航空機燃料税の軽減）

沖縄自動車道の利用促進

沖縄自動車道の利用を促進し、県内観光地のネットワーク化やアクセス条件の改善を図るとともに、観光客等の移動の利便を図るため、当面沖縄自動車道の通行料金の低減を図る。

また、観光客の苦情が多い交通渋滞の軽減に向け、自動車道への誘導標識の充実や E T C の普及を促進するなど、沖縄自動車道の利用促進に努める。

主要施策	内 容	備 考
沖縄自動車道の通行料金低減	当面沖縄自動車道の通行料金の低減を図る	
沖縄自動車道の利用促進	沖縄自動車道等への誘導標識の充実	

査証手続き等の緩和及び寄港地上陸の促進

近隣諸国・地域からの入域観光客数の増加を図るため、本県を訪れる外国人観光客に対する査証手続き等の緩和措置の継続を図る。

本邦を經由して本邦外の地域に赴こうとする外国人の利便性を高め、大型クルーズ船等の本県への寄港促進を図り、観光の国際化を進めるため、寄港地上陸許可を受けた者の行動範囲を県内全域に拡大する特例措置の継続を図る。

また、海路外国人観光客がスムーズに上陸できるよう、接岸前に船内において入国審査を実施する等C I Q体制の充実を図り、海路観光客の利便性の向上を促進する。

さらに、国が全国的に進めているビジット・ジャパン・キャンペーンの他、査証の緩和措置について九州地方知事会等を通じた働きかけや活用を図る。

主要施策	内容	備考
査証手続き等緩和措置の継続	本県を訪れる外国人観光客に対する査証手続き等の緩和措置の継続を図る	
寄港地上陸許可に係る特例措置の継続等	寄港地上陸許可を受けた者の行動範囲を県内全域に拡大する特例措置の継続 海路外国人観光客がスムーズに上陸できるよう、接岸前の船内での入国審査の実施等C I Q体制の充実促進	
全国的な査証の緩和措置の活用等	国が全国的に進めている査証の緩和措置の働きかけや活用	

(4) 公共施設の整備

ア 観光地のアメニティを高める公共インフラの重点的整備

景観と調和のとれた公共インフラの整備

沖縄独自の歴史・文化を活かした観光・リゾート地にふさわしい緑豊かな道路景観や美しい都市環境・景観の形成及び県土の修景緑化を図るため、観光地へのアクセス道路における植樹等を推進し、観光地にふさわしい道路空間を創造するものである。

また、観光リゾート地としての風致景観を保全するため松くい虫被害対策を推進する。

さらに、観光地、観光地へのアクセスを向上させる道路、市街地等における電線類の地中化を促進する。

主要施策	内容	備考
道路における環境の整備	観光地へのアクセス道路における緑豊かな道路景観のための道路における植樹等の推進	
松くい虫被害対策の推進	薬剤散布、樹幹注入及び被害木の伐倒処理の実施 国・県・市町村等、関係機関による松くい虫対策についての連絡会議の開催	
電線類の地中化促進	観光地、観光アクセス道路、市街地等における電線類の地中化を促進	

マリーナ・フィッシャリーナの整備

中城湾港西原与那原地区の与那原マリーナにおいて、海事思想の普及や海洋性レクリエーションの振興を図るためマリーナの整備を推進する。

浜川漁港においては、北谷町西海岸の地域特性を活かし、水産業とマリン産業（観光・レクリエーション）とが融合した交流拠点の形成を図るため、プレジャーボート等を分離収容する施設の整備に引き続き、管理棟複合施設、上下架施設、駐艇場及び駐車場等の整備を推進する。

主要施策	内 容	備 考
マリーナの整備	与那原マリーナの整備 平良港トゥリバー地区マリーナの整備	
フィッシャリーナの整備	浜川漁港におけるフィッシャリーナの整備 ・管理棟複合施設、上下架施設、駐艇場及び駐車場等を整備し、供用の開始	平成20年度供用開始予定

観光拠点となる都市公園等の整備

都市に緑豊かな空間を創造し、ゆとりと潤いのある良好な都市環境の形成を図るため、世界文化遺産の保全・活用、修学旅行生の体験学習等に関連する首里城公園（国営・県営）、中城公園、平和祈念公園など都市公園等の整備を推進する。

主要施策	内 容	備 考
都市公園等の整備	世界文化遺産の保全・活用、沖縄の歴史・文化・自然、修学旅行生の体験学習等に関連する都市公園等の整備	・首里城公園（国営・県営） ・中城公園 ・平和祈念公園 ・バナナ公園

良好な水辺空環境の整備

海辺へのアクセスや景観、眺望、環境にも優れた質の高い海岸整備を推進する。
また、水と緑の潤いのある空間づくり、親しみの持てる川づくりを推進する。

主要施策	内 容	備 考
良好な水辺空環境の整備	<p>海辺へのアクセスや景観、眺望、環境にも優れた質の高い海岸整備を推進するとともに、高潮・波浪等からの被害を防止する。</p> <p>地域の交流・観光の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出するため、オープンカフェなどを活用した快適な都市空間の河川整備及び、地域に親しまれる河川環境を保全するため、多自然川づくりを推進するとともに、洪水被害の解消を図る。</p>	

イ 観光地等へのアクセス向上のためのインフラ整備

那覇空港の整備

那覇空港については、平成15年度から実施してきた総合的な調査において、パブリックインボルブメント手法により県民等の意見を聞きつつ検討を行った。調査の中で、那覇空港は平成22～27年度頃には夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できないおそれがあることが明らかとなり、これに対応するため滑走路増設等の抜本的な空港能力向上等の必要性についてコンセンサスが得られ、今後具体的な将来対応方策について検討を進めることが適当との結論が得られた。

那覇空港は、離島県沖縄の県民生活や経済活動を支える大変重要な基盤であり、本県が目指すアジア・太平洋地域における国際交流及び国際物流の拠点形成を図るためには、ターミナル地域を含めた那覇空港の機能拡充・強化は必要不可欠なものとなっている。

また、本県は、自立型経済の構築を着実に進めるため、「将来の年間観光客数1,000万人を目指して新たな展開を図ること」を新たな政策目標として掲げており、沖縄観光の大きな飛躍のために必要な基盤づくりを進める必要がある。

そのため、離島県である沖縄の安全・安定的な高速交通機能を確保するとともに、今後の航空需要の増大に適切に対応し、本県の将来の振興発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の将来対応方策が早期に実現するよう、引き続き国と連携して取り組む。

主要施策	内 容	備 考
那覇空港の沖合への展開	本県の将来の振興発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の将来対応方策の早期実現に向けて取り組む。	
那覇空港ターミナル施設の整備	那覇空港ターミナル施設について、民間部門整備の事業主体に対し可能な限り必要な支援を行うこと等により、その整備を促進する。	

観光地等へのアクセスを向上させる道路の整備

交通渋滞の緩和や安全で快適な歩行者空間の形成等を図り、観光・リゾート拠点や本県観光の玄関口である那覇空港へのアクセスの向上、歴史的遺産・史跡間や観光地間の交流・連携・連結を図るため、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路等の幹線道路、街路の拡幅・線形の改良、バイパスの整備等を推進する。

主要施策	内容	備考
道路の整備	那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道58号（名護東道路、恩納バイパス、恩納南バイパス）、南部東道路、国道449号（名護-本部）等の幹線道路及びバイパス、その他観光地等へのアクセスを向上させる道路の整備 伊良部架橋及びワルミ大橋等、観光地へのアクセス性・周遊性を高め、地域のランドマークとなる道路の整備 龍潭線等の街路の拡幅・線形の改良等	

サイクリングロードの整備

観光客がサイクリングを楽しみながら、沖縄の優れた自然景観や歴史文化等の観光資産を、ゆっくりと堪能することが出来るように、本島南部の「東御廻い」ルートを基本とした沖縄のみち自転車道の整備を進める。

主要施策	内容	備考
沖縄のみち自転車道の整備	<small>あがりうまーい</small> 「東御廻い」を基本とした沖縄のみち自転車道を、「サイクリングで楽しむ沖縄の自然と文化」をテーマに整備する。	

離島空港・港湾の整備

石垣空港については、八重山地域の基幹空港となっており、利用実績は全国の第三種空港の中でトップクラスであり、非常に利用度の高い空港である。

今後とも増大が見込まれる航空需要に対応し、八重山圏域の観光・リゾートの振興発展を図るため、中型ジェット機が就航可能な2,000mの滑走路を有する新石垣空港の早期供用に向けた建設を推進する。

また、伊平屋・伊是名地域における、観光や産業振興を図る観点から、新空港建設に必要な条件整備と、事業実施の可能性の検討を進める。

港湾については、本島周辺や宮古、八重山諸島周辺離島への海上交通の安全性・安定性を高めるため防波堤等の整備に加え、浮棧橋の整備などユニバーサルデザイン（ ）に適切に対応し、物流、産業及び生活に係る諸機能が調和した港湾の整備を引き続き推進する。

ユニバーサルデザインとは、（年齢、性別、国籍、身体的能力等の個人差に関わらず）できるだけすべての人が利用しやすいようデザインする（つくる）こと。

主要施策	内 容	備 考
新石垣空港の整備	石垣島における、中型ジェット機が就航可能な新空港の早期供用に向けた建設を推進 C I Q機能を備えたターミナルの整備	・滑走路新設（2,000m）
伊平屋空港の整備	航空路が確保されていない伊平屋・伊是名地域における、新空港建設に必要な条件整備と、事業実施の可能性の検討を進める	・滑走路新設（1,180m級）
離島港湾等の整備	離島港湾において、防波堤、浮棧橋等の整備を推進する	

クルーズ観光の推進

沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進し、海路による入域観光客数の増加や新たな沖縄観光の魅力向上を図るため、那覇港及び石垣港等における旅客船バースの整備を促進する。

また、美ら海水族館オープン以降、本部港への外航クルーズ船就航の要望が高まっているため、より大型の旅客船に対応できるよう岸壁の整備を推進するとともに、中城湾港泡瀬地区については、旅客船バース等の整備に向けた取り組みを推進する。

主要施策	内 容	備 考
旅客船バース等の整備	那覇港大型旅客船バース整備 ・大型旅客船バースの整備促進及び旅客ターミナル整備に向けた取り組み 石垣港大型クルーズ船バース整備の促進 本部港大型クルーズ船バース整備の推進 中城湾港泡瀬地区における旅客船バース等の整備に向けた取り組みを推進	・大型旅客船バースの整備（那覇港）

(5) 持続可能な観光地づくりの推進

持続可能な観光地づくりの推進

沖縄観光を持続的に発展させていくための基盤である豊かな自然環境の保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりに取り組む。このため、観光地としての観光客の受入容量についての定量化手法等の研究・確立を図るとともに、あわせて、市町村の自然環境等の保全に配慮した観光地づくりへの取組を支援する。

主要施策	内 容	備 考
持続可能な観光地づくりの推進	<p>県全域における地域ごとの観光客受入容量の定量化手法等の研究、確立 市町村の自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地づくり計画等の策定の促進 ・専門家派遣 ・観光地としての魅力を高める環境保全活動への支援 ・環境保全型観光利便施設の整備への支援 	

赤土等流出防止対策の推進

本県観光・リゾートの魅力の基盤である海域の保全を図るため、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づく規制、指導、監視を継続して実施するとともに、利水形態や自然環境保全を考慮した、より計画的かつ効果的な赤土等流出防止対策を推進する。

また、地域住民自らが赤土等の流出防止対策を促進するため設立された、流域協議会の支援を行う。

農地からの赤土流出を防止するため、農地の勾配修正、植生等によるのり面の保護、流出土砂を沈殿させる沈砂池ならびに濁水を誘導する排水施設等の整備や農地におけるグリーンベルトの設置等を推進するとともに、赤土等発生源対策の中でも、速効性があり効果があるとされている農家による個別対策への支援強化を図る。

主要施策	内容	備考
沖縄県赤土等流出防止条例に基づく規制等	条例による開発事業からの赤土等流出の規制の徹底	
流域協議会への支援	赤土等流出防止対策を促進するために設立された流域協議会に対する支援	11地域で設立
赤土等流出防止対策に係る基本計画の策定	農地、開発現場における赤土等流出削減計画を網羅した基本計画の策定	
赤土等流出防止施設の設置	既存農地からの赤土等流出防止対策施設（沈砂池・排水施設等）の設置のり面保護、勾配修正等の実施	
赤土等の発生源対策の推進	グリーンベルトの設置、緑肥作物の栽培 農地からの赤土等流出量の把握精度の向上 持続的対策推進のための対策実施農家に対する支援策の強化	

多様な野生生物が生息・生育する環境の保全

本県の亜熱帯海洋性の美しい自然環境は、本県観光の持続的な発展を図るためにも、その保全が重要であり、サンゴ礁等の自然環境の保全への取り組みを推進していく。注)環境保全実施計画に基づき施策を実施していく。

北部地域からマングースを完全に排除することにより、希少種及び固有種の生息域の拡大、やんばるの生態系の回復を図る。

主要施策	内 容	備 考
多様な野生生物が生息・生育する環境の保全	マングースの完全排除に向けた捕獲等総合的な対策及び希少種等回復状況の把握 官民協働によるサンゴ礁生態系の保全活動等の推進 官民協働によるリュウキュウアユが生息できる河川環境の再生活動等の推進 県民への啓発活動の推進	

自然公園区域の指定、編入、管理、整備、利活用の促進

本県の優れた自然の風景地を保護し、観光資源としての活用を図るため自然公園の指定等を促進し、適正な保護・規制及び利用を図る。

また、環境省では、やんばる地域の国立公園化及び、西表石垣国立公園の見直しに向けた各種の調査を行っており、県においても関係市町村の協力を得ながら、国立公園化の促進等を図り、さらには琉球諸島の世界自然遺産登録を目指していく。

本県には、優れた自然の風景地や特異な生態系を形成している地域が見られ、保護・規制を行うとともに適正な利用を図り、子々孫々まで豊かな自然を伝えていく必要があることから、今後も地域住民の理解と協力を得ながら自然公園区域の指定・見直し及び区域編入を図っていく。

主要施策	内 容	備 考
自然公園区域の整備利活用の促進	自然公園区域の指定、編入及び管理の強化事業の推進 自然公園の利用施設の整備を図り利活用の促進	
琉球諸島の世界自然遺産への登録推進	琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた普及啓発等の推進	

2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

指 標	単位	平成13年 (基準)	平成18年 (実績)	平成23年	
				目標	(変更前)
入域観光客数 (うち外国人観光客数) (再掲)	万人	443 (20)	564 (9)	720 (60)	(650) (60)
観光客一人当たり 県内消費額	千円	76	73	84	(109)
観 光 収 入 (名目値)	億円	3,390	4,104	6,048	(7,085)
平均滞在日数 (再掲)	日	3.66	3.80	4.18	

[指標の内容]

入域観光客数（うち外国人観光客数）：県外から沖縄県に訪訪する県外居住者及び外国人数
観光客一人当たり県内消費額：入域観光客が沖縄県内で支出する一人当たりの平均消費金額
観光収入（名目値）：入域観光客数×観光客一人当たり県内消費額
平均滞在日数：入域観光客の平均宿泊滞在日数

[目標値の変更理由等]

入域観光客数：観光の県経済における重要度増加、宿泊施設の増加（見込）に伴う客室稼働率の低下抑止のため修正
観光客一人当たり県内消費額：推計手法の変更等に伴う修正
観光収入（名目値）：推計手法の変更等に伴う修正

(1) 健康保養型観光の推進

① 健康保養型観光の推進

沖縄の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かした健康保養型観光の推進を図るため、「癒し」をテーマとする付加価値の高い新たな観光メニューとして、「リゾートヒーリング」の確立を目指す。

また、医療・福祉機関、健康食品産業、農林水産業などとの連携を強化し、多様なツアープログラムや関連商品の開発・普及を促進する。

さらに、本県の保養環境や県産食材等を活用した健康サービスプログラムの健康に対するエビデンス（科学的根拠）の有効利用手法を確立し、新たな、付加価値の高い沖縄型健康増進ツアープログラムの開発・普及に努める。

主要施策	内 容	備 考
健康保養型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「癒し」をテーマとする「リゾートヒーリング」の確立 ○医療・福祉機関、健康関連サービス産業、健康食品産業、農林水産業などとの連携による、多様なツアープログラムの開発・普及促進 	エステ・スパ、海洋療法、ドルフィンセラピー、森林セラピー、人間ドックツアー等沖縄独自のツアープログラムの普及促進
健康ビジネス産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○健康関連サービスプログラム、食品・食材等に関するエビデンス活用手法の確立 ○沖縄型健康増進プログラムの新規提案 	

② 健康食材の活用促進

有用成分を豊富に含み、沖縄の健康長寿を支えてきた「うちなー島野菜」などの県産農林水産物の健康保養型観光プログラムへの活用を拡大するため、生産・流通体制の構築を促し、観光施設への供給拡大を図る。

主要施策	内 容	備 考
健康保養食材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○うちなー島野菜等県産独自食材を活用した付加価値の高い旅行商品の拡充を促進する。 ○沖縄独特の伝統野菜の生産・流通体制の構築 ○観光関連産業と農林水産業との連携による観光施設への供給ルートの拡充 	

③ 森林療法（セラピー）の推進

沖縄の森林は、有用な香木・花木・薬木等多種多様な亜熱帯広葉樹が育成しており、心身の癒し効果が期待されている。また、スギ花粉症の心配がなく通年型の森林療法が可能である。その特徴を生かした森林セラピーを推進するため、森林の癒し効果に関する調査研究を進めるとともに、森林セラピーに精通したガイドの育成を促進する。

主要施策	内 容	備 考
森林セラピーの推進	○森林の癒し効果に関する調査研究、及び林業、福祉分野、観光関連産業が連携した森林セラピーの推進	・平成19年3月、国頭村が「森林セラピー基地」の認定を受けた。
森林ツーリズムの推進	○森林ツーリズム推進協議会を設置し、ガイド資格制度を創設を図る	

(2) エコツーリズムの推進

① エコツーリズムの推進

環境保全に配慮した自然体験型観光により、地域の活性化を図るエコツーリズムを、全県的に推進するとともに、エコツーリズム推進法に基づく認定に向けた取り組みを進め、エコツーリズム先進地としての沖縄ブランドの確立を図る。

このため、NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会との協働により、エコツーリズム理念の普及啓発や沖縄のエコツーリズムの情報発信に努めるとともに、地域ガイドラインや保全利用協定に基づくツアープログラムの認定制度及びエコツアープログラムの新規開発手法の確立に取り組む。

また、モデル地域において保全管理体制を構築するとともに、その成果を生かし、他地域における保全管理体制の構築を促進するとともに、慶良間列島地域等において、エコツーリズム推進法に基づく認定に向けた地域の取り組み支援を図る。

主要施策	内 容	備 考
エコツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○エコツーリズム理念に基づく体験観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム理念の普及促進 ・エコツーリズム情報発信 ・プログラム認定制度の確立、運用 ・エコツアープログラムの新規開発手法の確立 ・人材開発・育成システム構築 ○保全管理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域（西表島仲間川、やんばる玉辻山）における保全管理体制の構築 ・他地域での保全管理体制の構築促進 ○慶良間列島地域等におけるエコツーリズム推進法に基づく認定に向けた地域の取り組み支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法第 25 条関係（環境保全型自然体験活動の推進）